

遊佐町教育委員会告示第10号

遊佐町生涯学習センター改築検討委員会設置要綱を次のように定める。

令和7年11月25日

遊佐町教育委員会

教育長 土 門 敦

遊佐町生涯学習センター改築検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 遊佐町生涯学習センター改築事業に関し、必要な事項を審議するため、遊佐町生涯学習センター改築検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 遊佐町生涯学習センター改築基本構想に関する事。
- (2) 遊佐町生涯学習センター改築基本計画に関する事。
- (3) その他遊佐町生涯学習センター改築に関する事。

(組織)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 公共的団体等を代表する者
- (2) 公共的団体等が推薦する者
- (3) 学識経験者
- (4) 遊佐町生涯学習センター利用団体
- (5) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に定める事項が終了するまでとする。

(役員)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会において議決すべき案件があるときは、出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認められるときは、委員以外のものを出席させ、意見等を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮つて定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。